

宇城広域連合シンククライアント化システムネットワーク
運用業務委託
企画提案実施仕様書

令和元年 6 月

宇城広域連合

目 次	
1 業務名	2
2 業務の目的	2
3 現在のシステムの状況	2
(1) 現在使用中の主なシステム環境	
(2) インターネット・拠点間ネットワーク環境の対象となるサービス拠点	
(3) オンサイトサポートの対象となるサービス拠点	
4 基本方針	3
(1) 導入システム	
(2) システム稼働時における安全稼働の確保	
(3) 費用	
(4) セキュリティ対策	
(5) 契約方法等	
(6) スケジュール	
5 全体仕様	4
(1) 業務の概要	
(2) 業務に含まれる主なサーバ機能	
(3) 業務に含まれる主なサービス	
(4) ユーザー数	
(5) 運用形態及び諸条件	
6 詳細要件	6
(1) データセンター	
(2) ソフトウェア・ライセンス	
(3) 構築時要件	
(4) 運用支援・保守要件	
(5) その他要件	
7 本業務の成果物及び納品場所	9
(1) 成果物の内容	
(2) 納品場所	
(3) 受付対応及び全体保守	
(4) 見積り、契約について	
8 検査及び支払い条件	9
(1) 検査	
(2) 導入・開発の遅延等に伴う本連合への補償	
(3) 本業務遂行の際の主な費用負担	
9 提案書作成要領	10
(1) 企画提案書作成要件	
(2) 要求仕様項目表作成要件	
(3) 経費総括表作成要件	
(4) その他留意事項	

1 業務名

宇城広域連合シンククライアント化システムネットワーク運用業務委託

2 業務の目的

マイナンバー制度の運用開始に伴い、総務省が提示した「自治体情報システム強靱性向上モデル」に対応したシステム及びネットワークを構築し、ネットワークを論理的に「基幹系」「インターネット系」に分離・分断して管理効率及び業務効率の向上を図ることを目的とする。また、宇城広域連合及び消防本部の関係施設におけるネットワークを再構築し、インターネット回線サービスの提供やネットワーク保守等を行い、管理体制の効率化を図り、シンククライアント化したシステムネットワークの運用保守業務を行うことを目的とする。

なお、本業務は宇城広域連合及び消防本部が構築業務の対象となる。

3 現在のシステムの状況

現在、PC 端末とシステムサーバによるシステム運用を行っており、通常業務において発生するインストールやサポートを含む作業等についても併せて業者に委託している。また、基幹系、インターネット系それぞれ独立した LAN 環境配下に PC 端末を設置している。

(1) 現在使用中の主なシステム環境

- ① 公会計システム
- ② DocuWorks
- ③ ハートスタート
- ④ パソコンFAXソフト まいト〜ク など

(2) インターネット・拠点間ネットワーク環境の対象となるサービス拠点

- ① 宇城広域連合事務局（熊本県宇城市松橋町久具 396-2）
- ② 龍燈苑（熊本県宇城市不知火町小曾部 1895-1）
- ③ 寂静の里（熊本県下益城郡美里町堅志田 366）
- ④ 宇城クリーンセンター（熊本県宇城市松橋町萩尾 1775-3）
- ⑤ 浄化センター（熊本県宇土市松原町 386）
- ⑥ 消防本部・北消防署（熊本県宇土市新松原町 159-1）
- ⑦ 美里分署（熊本県下益城郡美里町大窪 837-5）
- ⑧ 網田分署（熊本県宇土市上網田町 3651-1）
- ⑨ 南消防署（熊本県宇城市松橋町豊崎 1547-1）

- ⑩ 三角分署（熊本県宇城市三角町中村 102-3）
- ⑪ 豊野分署（熊本県宇城市豊野町山崎 385-1）
- ⑫ 小川分署（熊本県宇城市小川町南部田 130-1）

（３）オンサイトサポートの対象となるサービス拠点

- ① 宇城広域連合事務局（熊本県宇城市松橋町久具 396-2）
- ② 龍燈苑（熊本県宇城市不知火町小曾部 1895-1）
- ③ 寂静の里（熊本県下益城郡美里町堅志田 366）
- ④ 宇城クリーンセンター（熊本県宇城市松橋町萩尾 1775-3）
- ⑤ 浄化センター（熊本県宇土市松原町 386）
- ⑥ 消防本部・北消防署（熊本県宇土市新松原町 159-1）
- ⑦ 美里分署（熊本県下益城郡美里町大窪 837-5）
- ⑧ 網田分署（熊本県宇土市上網田町 3651-1）
- ⑨ 南消防署（熊本県宇城市松橋町豊崎 1547-1）
- ⑩ 三角分署（熊本県宇城市三角町中村 102-3）
- ⑪ 豊野分署（熊本県宇城市豊野町山崎 385-1）
- ⑫ 小川分署（熊本県宇城市小川町南部田 130-1）

4 基本方針

（１）導入システム

導入するシステムは、最小の経費で最大の効果が得られるシステムであること。また、セキュリティ強化、管理体制の効率化を目的としたシステムであり、職員が安心安全かつ効率的に業務を行うことができるように工夫されたシステムであること。

（２）システム稼働時における安全稼働の確保

シンククライアント化したネットワーク環境上でのシステム稼働時における安全稼働の確保が保証されること。

（３）費用

初期導入から保守に至るまで、コストパフォーマンスに優れたシステムであること。

（４）セキュリティ対策

個人情報を扱う業務であることを踏まえて、セキュリティ対策は人的、物理的、システムの観点から十分なセキュリティ対策を行えるシステムとする。また、国、熊本県等の

動向を踏まえたうえで、必要に応じて当連合へ技術的提案を行うこと。

(5) 契約方法等

プロポーザル方式によって選ばれた事業者との随意契約とする。

契約期間は令和2年1月1日から令和6年12月31日まで（60 か月）とする。

必要なライセンスや保守は5年間分として提案すること。

(6) スケジュール

本業務の基本的なスケジュール及び実施スケジュール策定時の留意事項は次のとおりとし、詳細については別途協議のうえ決定する。

① 業務着手／契約予定日 令和元年8月末

② 環境構築期間 契約締結日から令和元年12月31日まで

③ システム本稼働開始 令和2年1月1日

④ スケジュール策定時の留意事項

ア 契約締結後、研修及び本稼働開始までのスケジュール案を明記すること。

イ 工程及び作業名ごとに、本連合との役割分担を明確にすること。

ウ 工程におけるマイルストーンを明記するとともに、工程の名称・期間・目的・管理項目、定例報告及びレビューの予定も明記すること。

エ ソフトウェア・ハードウェア等の導入時期、テスト期間、業務走行テスト期間、研修テキスト及びユーザー教育等について、その時期を明記すること。

5 全体仕様

(1) 業務の概要

本業務は、シンククライアント化システムネットワーク運用について、次の業務を包括的に委託するものとする。

① 情報系ネットワークのシンククライアント化による情報セキュリティ強靱化対策業務（ネットワーク分割業務）

ア システムの調達

イ ハードウェア（周辺機器等）の調達

※ システム提供に際し庁舎内に設置する必要のある機器のみ。

ウ システム及びネットワークの分離・分断

エ 共有データの移行（移行データの照合・確認及び修正作業を含む。）

オ システム運用管理

カ ソフトウェア・アプリケーション保守

キ 障害対応

② IX 光回線サービス

ア IX 光回線の環境構築

イ 環境構築後の保守・運用サポート

③ 宇城広域連合事務局他 11 拠点ネットワークサポート及び端末保守サービスの提供

ア ネットワーク保守

イ 端末保守サービス

(2) 業務に含まれる主なサーバ機能

- ① 基幹系仮想デスクトップ環境
- ② 情報（インターネット接続）系仮想デスクトップ環境
- ③ Active Directory サーバ
- ④ 内部 DNS サーバ
- ⑤ DHCP サーバ
- ⑥ ファイルサーバ
- ⑦ Exchange サーバ
- ⑧ RDS サーバ
- ⑨ App-V サーバ
- ⑩ Remote APP サーバ
- ⑪ WSUS (Windows Server Update Services) サーバ
- ⑫ プリンタサーバ
- ⑬ データバックアップサーバ
- ⑭ Proxy サーバ
- ⑮ サイボウズ用サーバ

(3) 業務に含まれる主なサービス

- ① インターネット回線サービス
- ② 上位回線用ファイアウォール環境
- ③ データセンター～拠点間光ファイバ専用回線サービス（光専用回線 1Gbps×2 系統）
- ④ 各拠点～センター設備間の接続に必要なネットワーク設備一式
- ⑤ 本業務に必要なライセンス一式
- ⑥ 受け入れテスト支援・本稼働後の支援

⑦ 教育研修の実施

⑧ 問合せ等に関するヘルプデスクの提供

⑨ 本業務において提供される全てのサービスに対するサポート

(4) ユーザー数

① シンクライアントシステムを利用する端末（職員）の数は92名を想定とする。

(5) 運用形態及び諸条件

① 原則として全業務はクラウド・サービス及びシンクライアント方式によるデスクトップ環境での運用とし、ローカルPC 端末上での業務は行わない。

② 宇城広域連合及び消防本部の出先拠点全体を含めて「基幹系」「インターネット系」システムが利用できること。

③ 職員が使い易く、操作性に優れ、前述②の各系統が論理的に分離分断された状態で1台の端末から操作が可能であること。

④ オンラインレスポンスを著しく低下させない回線容量及び機器構成とすること。

⑤ 導入するシステム及びネットワークに適切なセキュリティ対策が施されていること。

⑥ 別紙「要求仕様項目表」について、原則としてすべて実現するものとする。

6 詳細要件

(1) データセンター

① 設置場所

ア 受託事業者で24時間365日運用・管理可能で、かつ自治体等における運用実績のあるデータセンター環境であること。

イ 電源や空調設備等も含めた運用業務となるため、庁内への設置は認めない。

② 設備

ア サーバ専用室を用意し、ラックのアンカー等サーバ機器類は免振対策を行うこと。

イ 機器の発熱量などに対して十分考慮された専用空調機を備えていること。

ウ 電源設備は無停電電源装置もしくは非常用自家発電装置を有し、停電時は5分以上の電源供給が行えること。

エ データセンター～光ファイバ専用回線提供対象となる各拠点間の回線については、光ファイバによる帯域保証の専用回線（1Gbps以上）を用意すること。なお、公衆インターネット回線を利用した各種接続サービスなどは品質を保証できないため認めない。

オ 拠点間の通信回線は「受託者自身での負荷状態監視、帯域制御」が実施できること。

又は回線を提供する事業者による同レベルの監視体制・同制御を行えるサービスを

提供すること。

カ 本仕様に定める業務内容並びにサービスレベルを担保できる機器構成とすること。

また、必要な全ての費用は受託者がすべて負担すること

(2) ソフトウェア・ライセンス

- ① Microsoft License 契約による正規のライセンスを提供すること。
- ② Office Professional ライセンスを提供すること。また、同ライセンスについて基幹系、インターネット系それぞれの仮想デスクトップ環境で利用できること。
- ③ ソフトウェアアシュアランス契約を含むライセンス形態であること。
- ④ Microsoft ライセンス以外に必要なソフトウェアは、正規ライセンスにより必要数を提供すること。
- ⑤ 受託期間中においてクライアント環境は、OS・Microsoft Office Professional・クライアントアクセスライセンス (CAL)・リモートデスクトップサービスクライアントアクセスライセンス (RDSCAL) のいずれも最新版又は特定のバージョンを追加費用なく選択導入出来るライセンス形態を採用すること。

(3) 構築時要件

- ① 設計は、本システムと同等以上の構成の設計及び構築経験のあるエンジニアが実施すること。
- ② 設計を担当するエンジニアの氏名、所属及び経歴、取得資格等を明示すること。
- ③ システム障害時の対応（サポート）を行う者の資格等は問わないが、自治体のサポート実績が5年以上あり、ネットワーク・ハードウェア・ソフトウェア・アプリケーション・電気などパソコン・ネットワーク等に関して総合的な知識を有し、かつ確実に対応できること
- ④ 光ファイバ専用回線の提供対象となる各拠点間のネットワークはレイヤ3スイッチにより構成され、VLAN 等を採用して論理的に分割されたネットワークを構築すること。

(4) 運用支援・保守要件

- ① 当連合の指示に基づき、システムやネットワークの運用に必要なオペレーションを柔軟に行うこと。
- ② ヘルプデスクを設置し、様々な問い合わせの対応及び利用者からのシステムに対するサポート業務を行うこと。
- ③ 緊急時の対応等、連絡後1時間以内にオンサイトサポートを行える体制とすること。
- ④ 本業務における機能改善や基本ソフト等が更改される場合などのバージョンアップについては、内容等を協議のうえ柔軟に対応すること。

- ⑤ 修理・再設定等が必要となった場合は、必ず受託事業者が本契約の範囲内で責任を持って行うこと。ただし、宇城広域連合及び消防所有の機器（PC 及びプリンタ等）の修理については対象外とする。
- ⑥ ネットワークの運用は当連合の指示に合わせて、追加費用なく設計や設定の変更などの対応を行うこと。
- ⑦ インシデント対応に要した要員、交通費、代替機器および必要部材などの費用は本契約の範囲内とし、一切の追加負担がないものとする。
- ⑧ 運用サポートについては、宇城広域連合及び消防本部から様々な問い合わせが発生するため、受託事業者自身が直接受付窓口対応並びに直接オンサイト保守を行う一元管理体制とすること。
- ⑨ 基本対応時間は土曜・日曜・祝日・年末年始除く平日 8 時 30 分～17 時 30 分とする。ただし、緊急対応が必要な場合は基本時間を超えて対応すること。

（５）その他要件

- ① 瑕疵担保について、システムの不具合が本稼働後に発見された場合には、受託者は無償で是正措置を行うこと。
なお、瑕疵担保期間はシステム本稼働後 1 年間とする。
- ② 受託者は、本業務において知り得たすべての情報を本業務の目的以外に使用し、または第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとること。また、契約終了後も同様とする。
- ③ システム稼働開始時は、担当 SE が立会い、稼働確認及び操作説明等の職員等のサポートを行うこと。
- ④ システムの利用及び管理に必要な事項についての説明及び教育を行うこと。
- ⑤ 研修用の端末やネットワーク機器の準備については協議のうえ決定し、会場確保や周知等について本連合で行うこと。
- ⑥ システムの円滑な運用を目的として、本連合と協議のうえ、運用・操作マニュアルを作成すること。また、マニュアルについては、常に最新の状態を保持し、本連合及び受託者内部で人事異動が発生した場合であっても、短期的に円滑な業務の引継ぎを行える内容のものであること。
- ⑦ 本業務については原則として第三者への再委託は認めない。ただし、当該業務委託の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容及び業務執行の個所を当連合に通知し、承諾を得なければならない。

7 本業務の成果物及び納品場所

(1) 成果物の内容

以下に記すものを示す期限までに納品すること。

No.	項目名	媒体（部数）	納品時期
1	設計計画書	紙面(1)、電子(1)	業務着手前
2	技術要件定義書	紙面(1)、電子(1)	業務着手前
3	ネットワーク構成図	紙面(1)、電子(1)	業務着手前
4	構築計画書	紙面(1)、電子(1)	構築前
5	試験計画書	紙面(1)、電子(1)	試験前
6	試験結果報告書	紙面(1)、電子(1)	試験前
7	導入計画書	紙面(1)、電子(1)	サービス開始前
8	職員研修マニュアル案	紙面(1)、電子(1)	研修実施前
9	業務担当者研修マニュアル案	紙面(1)、電子(1)	サービス開始前
10	運用保守体制および通常時・緊急時連絡体制表	紙面(1)、電子(1)	サービス開始前

(2) 納品場所

宇城広域連合事務局 総務課企画財政係
熊本県宇城市松橋町久具 396-2

8 検査及び支払い条件

(1) 検査

システムの導入・開発が完了しテストで不備がないことを受託者が確認したものを検査対象とし、本連合にて指定した成果物の確認と受入試験を実施し、合否を決定する。また、本連合が検査を行うために必要な機材等は、受託者が準備するものとし、検査に必要な費用は、すべて受託者の負担とする。

(2) 導入・開発の遅延等に伴う本連合への補償

システムの導入・開発について、本連合に対して事前にその内容が通知されないまま遅延し、システム稼働開始に影響を与えた場合又は事前通知があった場合であっても、社会通念上明らかに受託者の瑕疵によるときは、本連合の業務に与えた影響に対し、本連合は受託者に補償を求めるものとする。この場合において、受託者は本連合と協議した補償額を支払うものとする。

(3) 本業務遂行の際の主な費用負担

- ① 本業務の遂行にあたり必要となる受託者のすべての人件費、出張旅費、諸手当等の費用は、すべて契約金額に含まれるものとする。
- ② 本連合との打合せをはじめとする各種会議等で使用する印刷物作成や成果物の納品に関わる電子媒体等、研修等で使用するテキスト作成等に要する消耗品の費用はすべて

て契約金額に含まれるものとする。

③ 本連合との連絡調整に必要となる電話・郵便等の通信運搬費など、受託者から本連合に向け発信、発送したものについては、すべて契約金額に含まれるものとする

④ 導入・開発に要する机、椅子等の事務用品、パソコン、プリンタ等の機器類の費用は、すべて契約金額に含まれるものとする。

9 提案書作成要領

(1) 企画提案書作成用件

詳細については、企画提案実施要項を参照すること。

(2) 要求仕様項目表作成用件

詳細については、企画提案実施要項を参照すること。

(3) 経費総括表作成用件

詳細については、企画提案実施要項を参照すること。

なお、見積りについては、60 か月のサブスクリプション契約として、本仕様書に含まれる費用をすべて積算すること。

(4) その他留意事項

本企画提案仕様書に定めのない事項又は業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、本連合と受託者の協議によりその解決を図るものとする。